# 第1章 計画の概要

# 1 計画策定の趣旨と背景

## (1)策定の趣旨

本市では、高齢者保健福祉施策と介護保険事業の一体的な取組を進める計画として、平成 30 年度~令和2年度を計画期間とする『第7期安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画』 を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

本計画は、介護保険制度等の改正や本市における高齢者福祉を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するためにも、3年ごとの見直しをすることが求められています。

元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、できる限り住み慣れた地域や家庭で住み続けられるよう、高齢者福祉及び介護保険事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、『第8期安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画』を策定します。

## (2) 策定の背景

我が国の総人口は長期の人口減少過程に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和 11 年には 1 億 2,000 万人を、また令和 35 年には 1 億人を下回ることが想定されています。

こうした人口減少の中で、我が国の高齢化率は令和元年時点で28.4%となっており、今後も団塊の世代全体が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年にかけて、高齢化はますます進展することが見込まれています。中でも介護需要が高まる85歳以上人口については、平成27年の500万人から令和22年には倍増となり、1,000万人を超えることが想定されています。

また、社会保障給付費(年金・医療・福祉等の総額)が年々増加傾向にある中で、高齢者関係給付費が全体に占める割合は66.3%(平成29年度)となっており、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況です。これに加え、近年の大規模な自然災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、高齢者福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような状況の中で、住み慣れた地域でだれもが互いに支え合って暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、国は令和7年までに「地域包括ケアシステム」を構築することを地方自治体等に求めており、本計画は地域包括ケアシステムの深化・推進の総仕上げの計画としても重要になります。

本市がこれまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進をはじめ、高齢者が生きがいを感じ安心して生活を続けることができるように、高齢者の暮らしを地域全体で支える地域共生社会の確立に向けた取組を進めていくことが求められます。

# 2 計画の位置づけ

#### (1)法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定された「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画」について、介護保険法第117条第1項の規定により一体的に策定するものです。

老人福祉法	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以
第 20 条の 8	下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下
第1項	「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
介護保険法	市町村は、基本指針に即して、3年をI期とする当該市町村が行う
第     7 条	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町
第丨項	村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

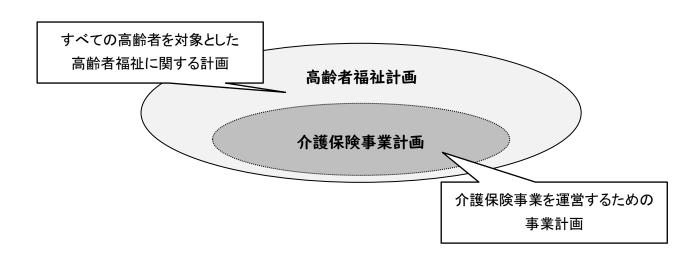
#### (2)計画の性格

「高齢者福祉計画」は、介護を必要とする高齢者だけでなく、65歳以上のすべての高齢者等を対象とした、生きがいづくりや日常生活の支援、福祉水準の向上など、高齢者にかかる保健・福祉事業全般を対象とする計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法制定の趣旨・目的を踏まえ、本市における介護または介護予防を必要とするすべての高齢者が、可能な限り住み慣れた地域や家庭において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービス量やその確保の方策等についてとりまとめたものです。

なお、「介護保険事業計画」は、概念的には下図のように「高齢者福祉計画」に包含されます。

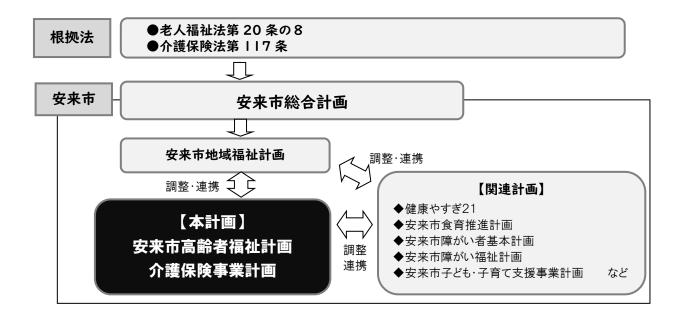
※ 本市においては、老人福祉法第20条の8第1項に規定された「市町村老人福祉計画」を「高齢者福祉計画」と呼びます。



#### (3)他の計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「安来市総合計画」をはじめ、福祉分野の上位計画である「安来市地域福祉計画」、「健康やすぎ21」等の関連する他の部門計画との整合にも配慮し策定するものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題 や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。



# 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

ただし本計画は、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和7年や、現役世代の急減が想定される令和 22 年を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定しています。



# 4 計画の策定体制

# (1)アンケート調査等の実施

計画の策定に向けて、市内の高齢者、在宅介護を行っている介護者等の生活や健康の実態等を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、介護事業所や介護職員の実態を把握するためのアンケート及びヒアリング調査を実施しました。

※結果の概要は第2章に掲載

## (2)介護保険運営協議会・計画策定委員会での計画の検討

本計画の策定にあたり、被保険者の代表、福祉に関する事業に従事する方、関係行政機関の職員等様々な立場にある委員で構成する「安来市介護保険運営協議会・計画策定委員会」にて計画内容の検討を行いました。

## (3)パブリックコメントの実施

市民の意見を本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント(意見公募)を実施しました。

## 【計画策定のイメージ】

